

「内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件の一部を改正する告示案」  
に対する意見

一般社団法人 新経済連盟

(現状)

搭乗型移動支援ロボットの公道実験にあたっては「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」に係る特例措置について（平成24年12月27日付け警察庁通達）により保安要員の配置が道路使用許可の要件となっている。平成27年1月8日付警察庁通達により保安要員がセグウェイに搭乗して業務を行うことを認める緩和がなされたものの、依然として保安要員の配置は道路使用許可の要件であり、本告示案と併せて示されている「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準（案）」においてもその点において変わりはない。

(意見)

一定の安全性を有すると認められたロボットの公道実証実験については、保安要員の配置を道路使用許可の要件としないこととしていただきたい。

(理由)

本件公道実証実験は、搭乗型移動支援ロボットの社会的有効性・安全性を検証するために実施するものである。したがって、ツアーなどの特定の用途のみではなく、例えば、通勤、警備、高齢者の方の日常の移動といった実社会のあらゆる用途について検証することが期待されるものであり、これにより搭乗型支援ロボットの活用の途が開かれ、ひいてはイノベーションの促進や我が国経済の発展にも資することになると考えられる。ところが、保安要員の配置が道路使用許可の要件となっているため、現状では多様な用途に対応できない。

他方、保安要員の要件は事故の防止や事故の際の救助・二次被害防止などの措置をとるためのものと考えられるが、これは、搭乗型移動支援ロボットの安全性が十分確認できていなかったために求められた要件であると考えられる。しかし、例えば、つくば市では、平成23年6月から平成25年度末までに12,793kmもの累計走行距離の公道実証事件を行った結果、弊害は認められておらず、これらの搭乗型移動支援ロボットは一定の安全性を有すると認められる。

そのため、例えば上記の搭乗型移動支援ロボットのように、一定の安全性を有すると認められる搭乗型移動支援ロボットについては、保安要員の要件を撤廃すべきである。

以上